

「デジタル社会」における 測技協の役割

公益財団法人日本測量調査技術協会 専務理事 川久保 雄介



本年6月に齊藤和也氏の後任として専務理事となりました。会員企業の皆さまとともに、測量調査に係る新技術の研究、普及をすすめる業界の発展に寄与できるよう、尽力して参りますのでどうぞよろしくお願いいたします。

この9月に「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル庁が発足しました。この法律の前身である「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)が成立した2000年頃を振り返ってみると、e-JAPAN戦略の旗頭のもと、GISや電子地図がIT社会の構築に欠かせない基盤となるように、その整備・普及にまい進していた時期であったと思います。それから20年が経ち、通信網は5Gまで進化し、デジタル化された地図は日常の中に完全に溶け込んで、まさにIT基本法が目指した「高度情報通信ネットワーク社会」が現実のものとなりました。

「デジタル社会形成基本法」が目指す「デジタル社会」とは、「デジタルツイン」に象徴されるように、「デジタル技術を駆使して日常生活のあらゆる場面に情報を流通させることによって形成される、より豊かで、安全で、そして生き生きとした社会」と定義できるでしょう。これを実現するための施策として、デジタル庁は基盤となる情報(ベース・レジストリ)の1つに地理空間情報を挙げており、今後ますます私たちの仕事の社会的役割は高まっていくものと考えます。そして、情報の「流通」を円滑にするためには標準化が不可欠で、測技協が担っている地理情報標準の普及と有資格技術者の育成も加速させる必要があると認識しております。

こうした流れのなかで、ここ数年の地理空間情報は、点群データ取得に係る技術革新が進み、一気に三次元にシフトしてきています。i-construction、BIM/CIM、そして今年の技術発表会で講演頂いた国交省都市局のPLATAU(本号に講演内容掲載)など、「デジタル社会」で流通すべき情報ですから、三次元であることは必須となります。

また、これらのデータを整備、更新するプロセスも進化しています。従来、広域の地理空間情報は主として航空機に搭載されたセンサーで取得したデータをもとに構成されていましたが、今や、ドローン、自動車、あるいは歩行者(測量技術者)など様々な移動媒体に設置、装着されたセンサーで取得されたデータを融合して構成していくことができるようになりました。移動媒体やセンサーが小型化、低価格化していくにつれ、比較的規模の小さい測量企業が担う役割も増えていくと思います。このことは、社会基盤としての地理空間情報を構築するためには、空間情報事業に係る企業同士の連携がこれまで以上に重要になることを意味します。そして、構築した地理空間情報が適切に社会に流通するように、私たちは、融合されたデータが整合性をもって、かつ位置精度を担保して提供できるようにしていかなければなりません。

こうした課題に対処するには、測技協が組織する運営、事業、技術の各委員会、そして技術委員会に属する各部会、WG(ワーキンググループ)も、各々の分野の新技術の研究や標準化にとどまらず、三次元の地理空間情報が活用される場面や社会に実装される際の課題に共通認識を持ち、お互いに連携しあって課題解決を図っていく必要があります。つまり、地理空間情報が、デジタル社会を支える重要な社会基盤として期待どおり活躍する社会を実現するには、企業間、技術分野間の融合、連携がこれまで以上に求められ、測技協だからこそ、これが実現できる場になり得ると確信しています。

空間情報事業に携わる会員企業の皆さまが、デジタル社会の基盤を構築する重要なプレイヤーとして今後ますます活躍できるよう、共に頑張って参りましょう。